

【 資料編 目次 】

資料 1	沖縄市の概要	
1.	沖縄市の自然条件	資 1
2.	沖縄市の社会条件	資 2
資料 2	関係法令	資 6
1.	循環型社会を形成するための法体系	資 6
(1)	環境基本法	資 7
(2)	循環型社会形成推進基本法	資 8
(3)	廃棄物処理法	資 10
(4)	再資源化事業等高度化法	資 12
(5)	資源有効利用促進法	資 13
(6)	プラスチック資源循環法	資 15
(7)	容器包装リサイクル法	資 16
(8)	家電リサイクル法	資 17
(9)	食品リサイクル法	資 18
(10)	建設リサイクル法	資 19
(11)	自動車リサイクル法	資 20
(12)	小型家電リサイクル法	資 21
(13)	グリーン購入法	資 22
(14)	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律	資 23
2.	その他の関連法律等	資 24
(1)	食品ロスの削減の推進に関する法律等	資 24

資料 1 沖縄市の概要

1. 沖縄市の自然条件

(1) 気象状況

本市の気象状況について、平均的な気候の状況を示す指標である平均値に基づいて以下に述べます。

平均気温の平均値（沖縄気象台：那覇）は、17.3℃から29.1℃の範囲内にあり、1年を通して温暖な気候となっています。また、降水量の平均値は、年間を通して各月ともに100mmを超えており、梅雨時期の5～6月と台風の接近が多くなる8～9月には降水量が200mmを超えています。

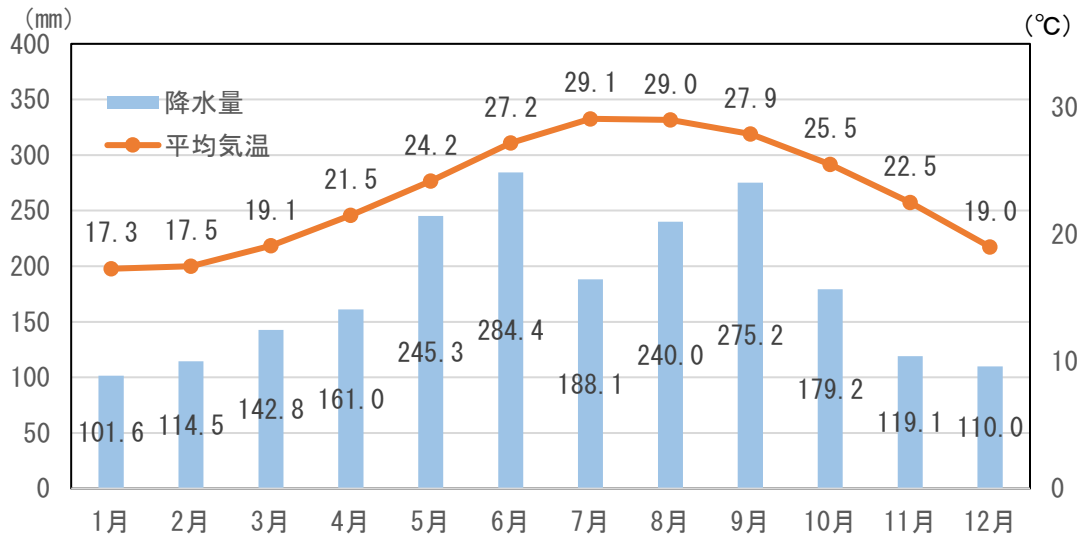


図 1-1 気象状況（1991年から2020年までの那覇における平均値）

表 1-1 気象状況（1991年から2020年までの那覇における平均値）

項目 月	降水量	気温			相対湿度	風向・風速		日照時間
	合計	平均	日最高	日最低	平均	平均	最多風向	合計
	(mm)	(°C)	(°C)	(°C)	(%)	(m/s)		(時)
1月	101.6	17.3	19.8	14.9	66	5.3	北北東	93.1
2月	114.5	17.5	20.2	15.1	69	5.2	北	93.1
3月	142.8	19.1	21.9	16.7	71	5.2	北	115.3
4月	161.0	21.5	24.3	19.1	75	5.1	東南東	120.9
5月	245.3	24.2	27.0	22.1	78	4.8	東	138.2
6月	284.4	27.2	29.8	25.2	83	5.5	南南西	159.5
7月	188.1	29.1	31.9	27.0	78	5.3	南東	227.0
8月	240.0	29.0	31.8	26.8	78	5.2	南東	206.3
9月	275.2	27.9	30.6	25.8	75	5.3	東南東	181.3
10月	179.2	25.5	28.1	23.5	72	5.5	北北東	163.3
11月	119.1	22.5	25.0	20.4	69	5.3	北北東	121.7
12月	110.0	19.0	21.5	16.8	67	5.3	北北東	107.4
年	2161.0	23.3	26.0	21.1	73	5.3	北北東	1727.1

資料：気象庁ホームページ (<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>)

2. 沖縄市の社会条件

(1) 沖縄市の産業別就業者数

本市の平成12年から令和2年までの産業別就業者数の推移を以下に示します。

第1次産業の就業者数の割合は経年的に約1%程度であり、直近20年間に亘りほぼ一定で推移しています。第2次産業は減少傾向にあり、平成12年が20%であるのに対し、令和2年度は約16%まで減少しています。第3次産業は本市で最も多くの就業者数を占め、直近20年間に亘り約72%～82%程度で推移しています。

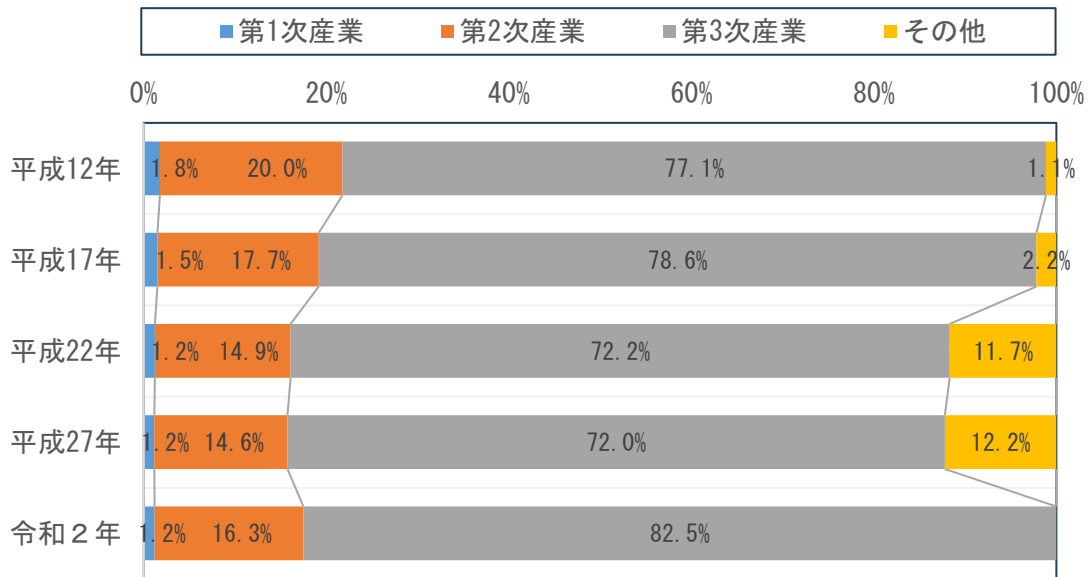


図1-2 本市の産業別就業者数（15歳以上の従業者）の推移

表1-2 本市の産業別就業者数（15歳以上の従業者）の推移

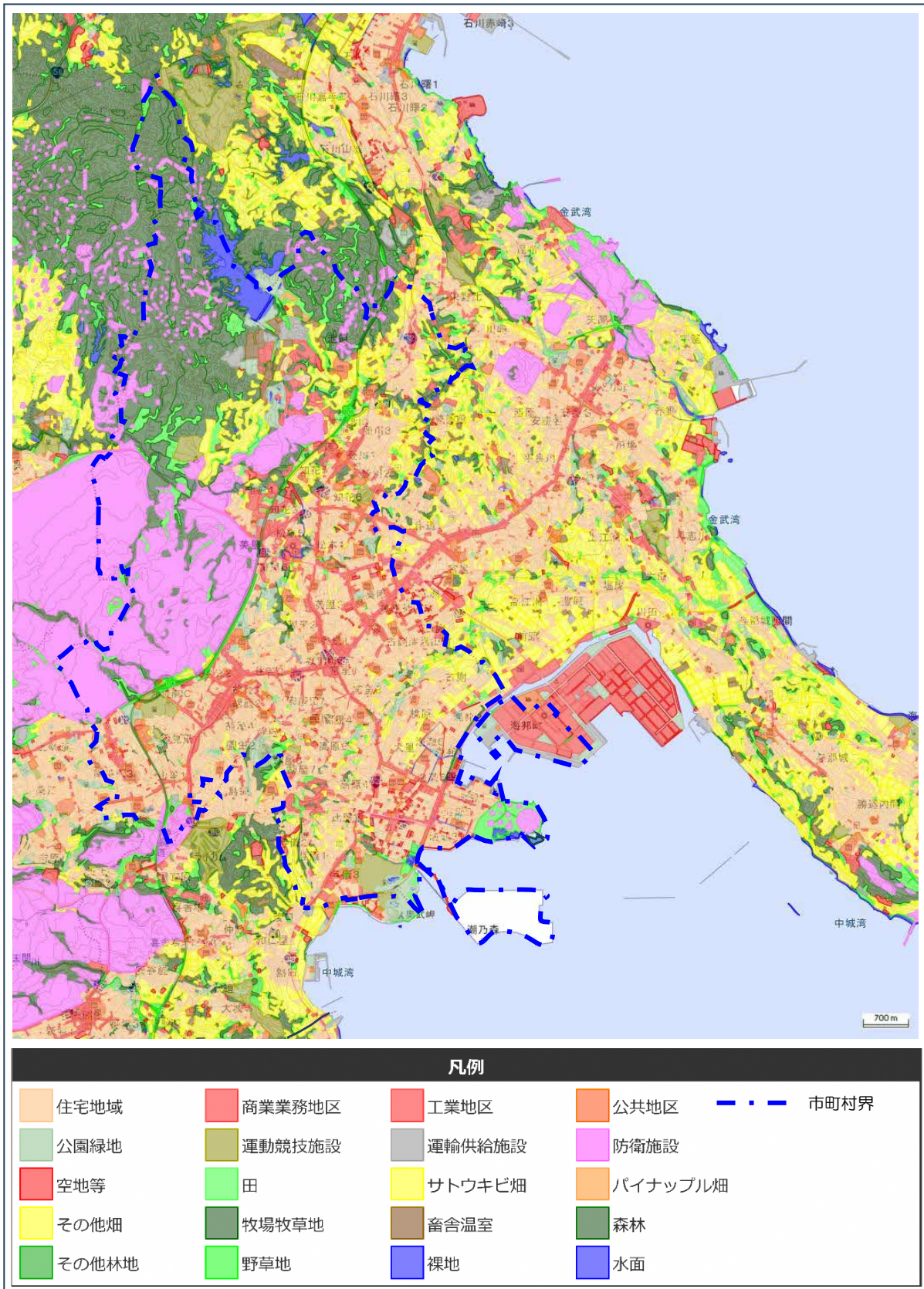
年別	区分	総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業	その他
平成12年	就業者数（人）	47,508人	840人	9,506人	36,624人	538人
	構成比（%）	100%	1.8%	20.0%	77.1%	1.1%
平成17年	就業者数（人）	48,598人	730人	8,589人	38,221人	1,058人
	構成比（%）	100%	1.5%	17.7%	78.6%	2.2%
平成22年	就業者数（人）	50,271人	605人	7,483人	36,309人	5,874人
	構成比（%）	100%	1.2%	14.9%	72.2%	11.7%
平成27年	就業者数（人）	49,997人	579人	7,294人	36,016人	6,108人
	構成比（%）	100%	1.2%	14.6%	72.0%	12.2%
令和2年	就業者数（人）	69,508人	826人	11,324人	57,358人	—
	構成比（%）	100%	1.2%	16.3%	82.5%	—

※「その他」は分類不能の産業で、令和2年は未集計

資料：国勢調査（総務省統計局）

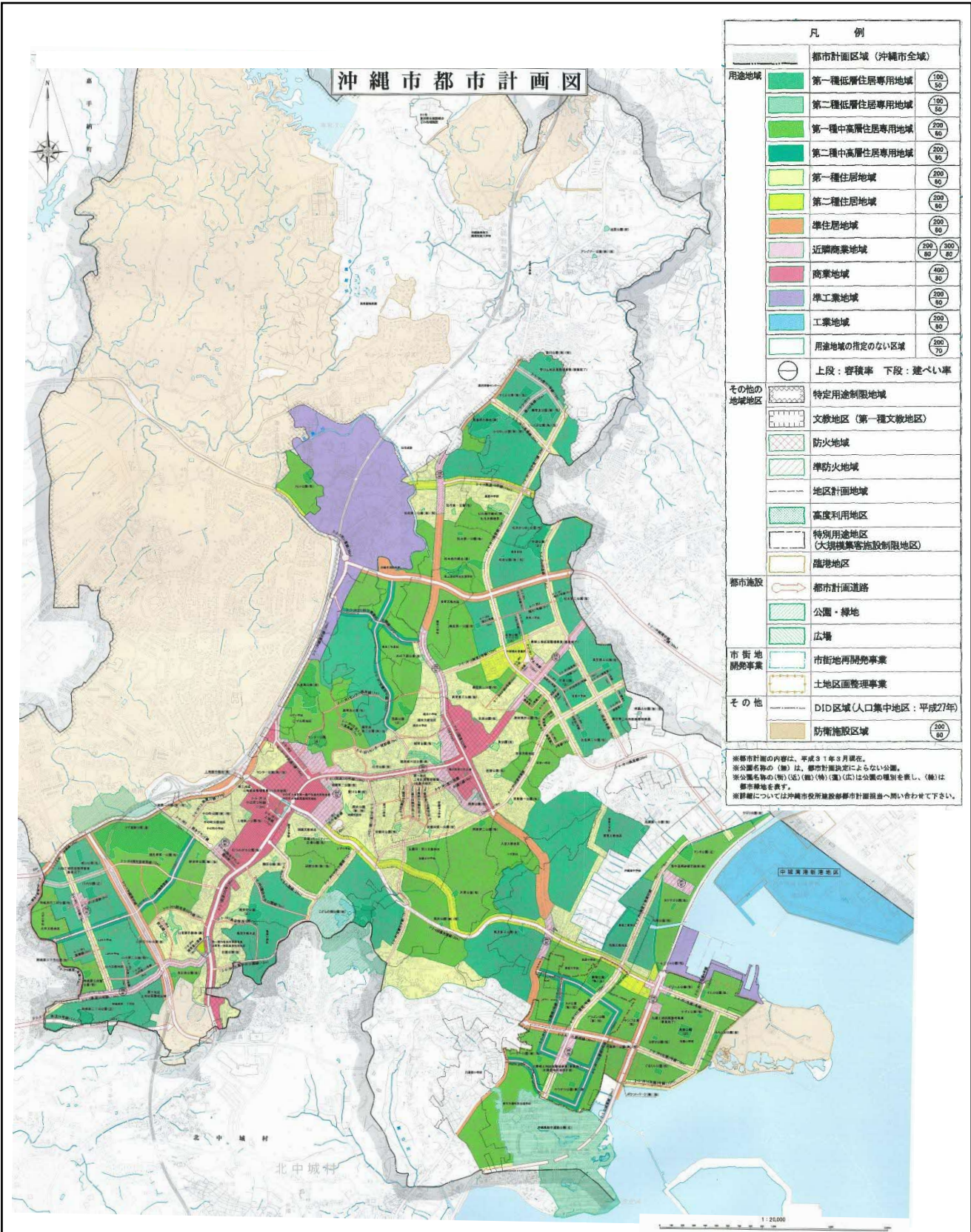
(2) 沖縄市の土地利用現況

本市の土地利用現況を以下に示します。



資料：沖縄県地理情報システム (<https://gis.pref.okinawa.jp/pref-okinawa/Portal>)

添付資料 図1-3 土地利用現況図



凡 例	
都市計画区域（沖縄市全域）	
用途地域	第一種低層住居専用地域 (100/50)
	第二種低層住居専用地域 (100/50)
	第一種中高層住居専用地域 (200/80)
	第二種中高層住居専用地域 (200/80)
	第一種住居地域 (300/80)
	第二種住居地域 (300/80)
	準住居地域 (300/80)
	近隣商業地域 (200/80) (500/80)
	商業地域 (400/80)
	準工業地域 (300/80)
	工業地域 (500/80)
	用途地域の指定のない区域 (500/70)
	上段：容積率 下段：建ぺい率
その他の地域地区	特定用途制限地域
	文教地区（第一種文教地区）
	防火地域
	準防火地域
	地区計画地域
	高度利用地区
	特別用途地区（大規模集客施設制限地区）
	臨港地区
都市施設	都市計画道路
	公園・緑地
	広場
市街地開発事業	市街地再開発事業
	土地区画整理事業
その他	DID区域（人口集中地区：平成27年）
	防衛施設区域 (200/80)

※都市計画の内容は、平成31年3月現在。
 ※公園名称の（調）は、都市計画決定による公園。
 ※公園名称の（特）（臨）（高）（広）は公園の種類を表し、（緑）は都市緑地を表す。
 ※詳細については沖縄市役所建設部都市計画課までお問い合わせ下さい。

資料：沖縄市 建設部（平成31年3月）

添付資料 図1-4 沖縄市都市計画図

(3) 沖縄市の主要道路

本市には、国道が3路線、主要地方道が4路線、一般県道が9路線整備されています。

表 1-3 主要道路

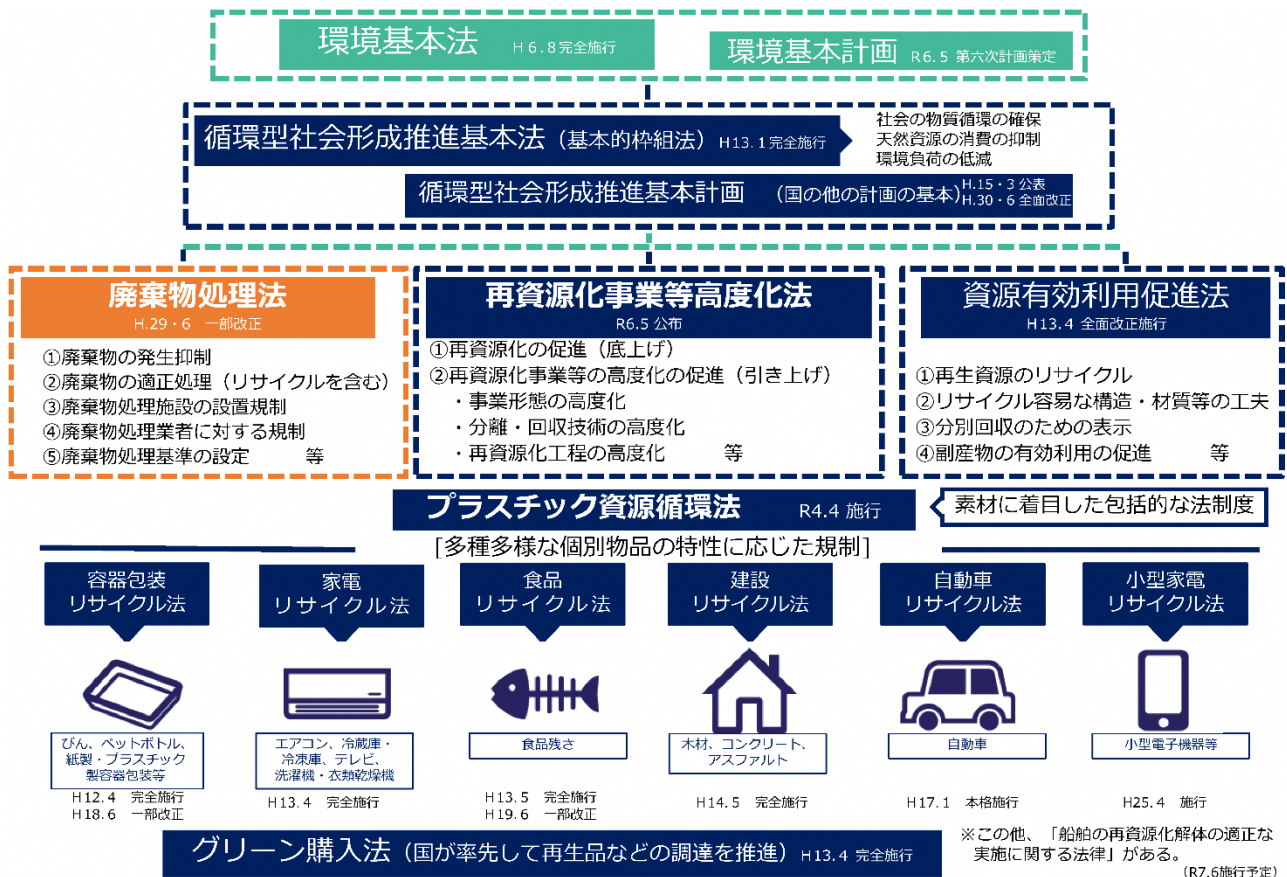
道路種類	路線名	総延長 (m)	重要 (m)	未共用 (m)	実延長 (m)	改良済 延長 (m)	未改良 延長 (m)	改良率 (%)
国道	国道329号	10,949	0	0	10,949	10,949	0	100.0
	国道330号	3,905	0	0	3,905	3,905	0	100.0
	国道331号	10,949	10,949	0	0	0	0	0.0
主要地方道	沖縄嘉手納線	3,889	0	0	3,889	3,889	0	100.0
	沖縄石川線	1,543	0	0	1,543	1,543	0	100.0
	沖縄北谷線	2,008	0	0	2,008	2,008	0	100.0
	沖縄環状線	12,846	1,602	0	11,244	11,244	0	100.0
一般県道	県道16号線	4,681	3,854	0	827	827	0	100.0
	県道20号線	5,711	600	0	5,111	5,111	0	100.0
	県道20号線(旧)	590	0	0	590	0	590	0.0
	県道22号線	1,566	0	0	1,566	1,566	0	100.0
	県道22号線(旧)	333	0	0	333	333	0	100.0
	県道24号線	1,614	122	0	1,492	1,492	0	100.0
	県道26号線	2,899	0	0	2,899	2,899	0	100.0
	県道26号線(旧)	245	0	0	245	236	0	100.0
	県道36号線	1,088	0	0	1,088	1,088	0	100.0
	県道36号線(旧)	669	0	0	669	3	666	0.4
	具志川環状線	814	0	0	814	814	0	100.0
	具志川環状線(旧)	1,240	38	0	1,202	462	740	38.4
	沖縄県総合運動公園線	1,191	0	0	1,191	1,191	0	100.0
	石川池原線	253	0	0	253	253	0	100.0
市町村道	—	380,025	6,654	2,125	371,246	318,258	63,522	85.7

資料：道路施設現況調書（令和5年度）沖縄県土木建築部

資料 2 関係法令

1. 循環型社会を形成するための法体系

廃棄物を取り巻く関係法令の体系及び各法令等の概要を以下に示します。



資料：資源循環の高度化を通じた循環経済への移行(2024年7月25日環境省)より抜粋

添付資料 図 2-1 循環型社会を形成するための法体系

(1) 環境基本法

平成5年（1993年）に制定された「環境基本法」は、環境の保全について基本理念を定め、国、地方自治体、事業者、国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本事項を定めています。

環境基本法制定以前は、「公害対策基本法」および「自然環境保全法」の二つの基本的な法律の枠組みに従って環境政策が行われてきましたが、廃棄物、化学物質、大気汚染などの環境問題、地球温暖化などの国際的な環境問題などの地球規模の環境問題に対応するためには、事業者への排出規制や地域的な自然保護を主眼とする法律では対応が難しい状況となりました。

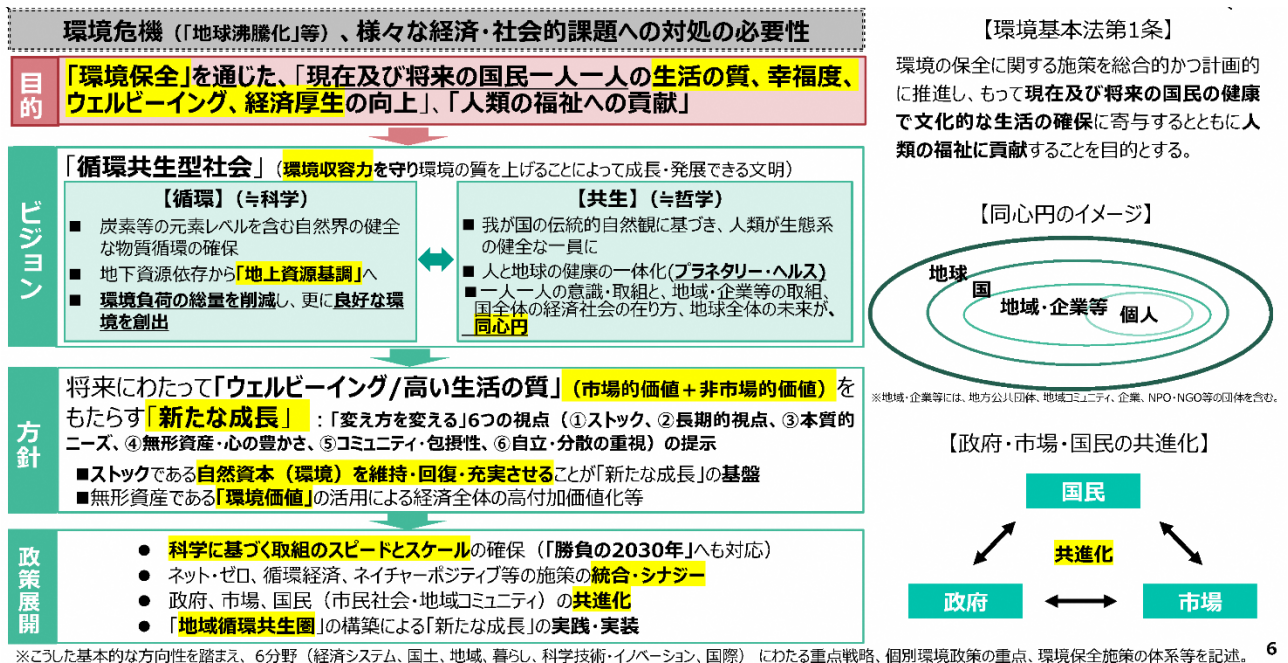
環境基本法は、環境問題の変化に対応するために公害対策基本法を継承し、自然環境保全法の理念部分等を加えたものとなっています。

環境基本法の制定により、公害と自然の二つの枠組みを包括した、総合的な環境政策の枠組みが与えられました。

環境基本法は、循環型社会形成推進基本法や生物多様性基本法とともに、理念法として我が国における環境法令の原点となっています。

環境基本法に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めた「環境基本計画」が制定されており、「第六次環境基本計画」が令和5年5月21日に閣議決定されています。

「第六次環境基本計画」では現在、私たちが直面している気候変動、生物多様性の損失、汚染という地球の3つの危機に対し、早急に経済社会システムの変革を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の実現を打ち出しています。



※こうした基本的な方向性を踏まえ、6分野（経済システム、国土、地域、暮らし、科学技術・イノベーション、国際）にわたる重点戦略、個別環境政策の重点、環境保全施策の体系等を記述。 6

資料：第六次環境基本計画の概要（環境省）

添付資料 図 2-2 第六次環境基本計画の基本的考え方・構成

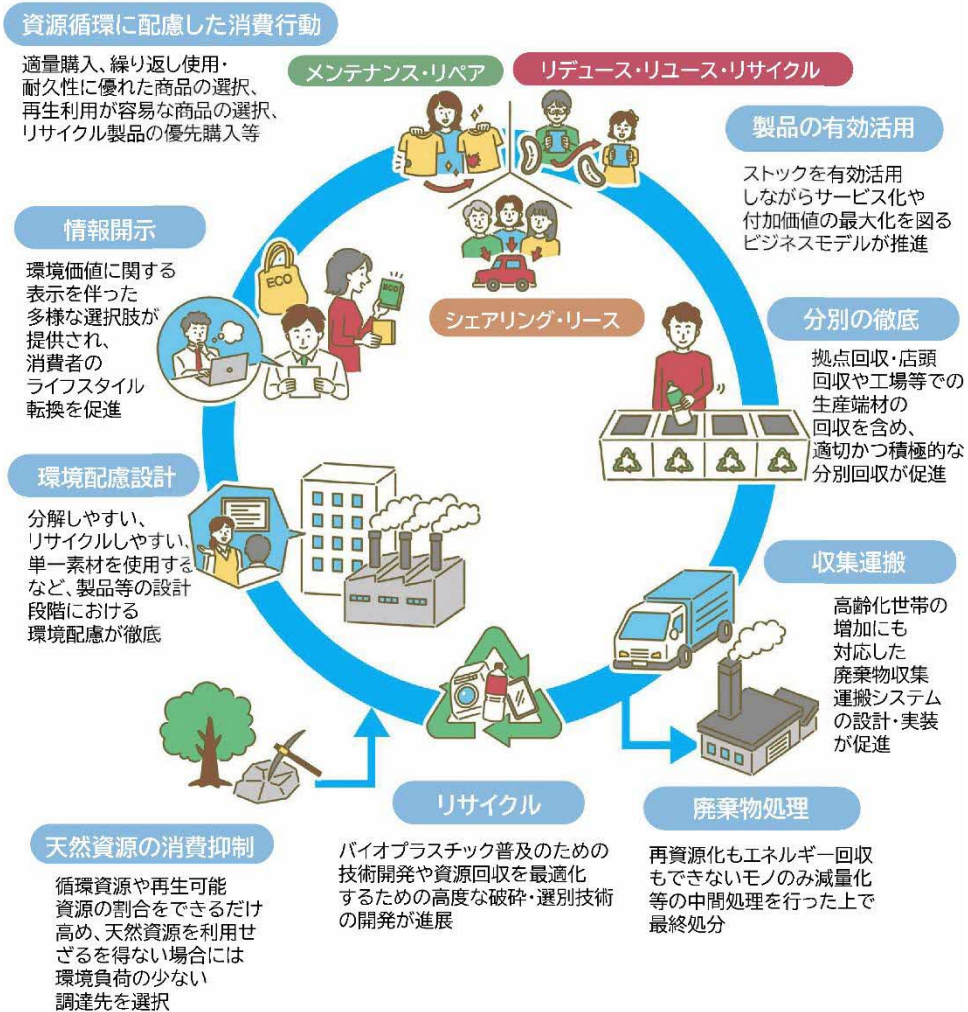
(2) 循環型社会形成推進基本法

循環型社会形成推進基本法は、環境基本法の基本理念にのっとり、循環型社会の形成について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とし、平成12年（2000年）に制定されています。

循環型社会形成推進基本法では、対象物を有価・無価を問わず「廃棄物等」として一体的にとらえ、製品等が廃棄物等となることの抑制を図るべきこと、発生した廃棄物等についてはその有用性に着目して「循環資源」と位置づけ、その適正な循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）を図るべきこと、循環的な利用が行われないものは適正に処分することを規定し、これにより「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」である「循環型社会」を実現することとしています。

上記の法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために「循環型基本計画」を策定しており、2024年8月2日に「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されています。

循環型社会の将来像



資料：第五次循環型社会形成推進基本計画（環境省）2024年8月2日閣議決定

添付資料 図 2-3 循環型社会の将来像

添付資料 表 2-1 循環型社会形成推進基本法の概要

循環型社会形成推進基本法の概要

1. 形成すべき「循環型社会」の姿を明確に提示

「循環型社会」とは、[1]廃棄物等の発生抑制、[2]循環資源の循環的な利用及び[3]適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

2. 法の対象となる廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と定義

法の対象となる物を有価・無価を問わず「廃棄物等」とし、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置づけ、その循環的な利用を促進。

3. 処理の「優先順位」を初めて法定化

[1]発生抑制、[2]再使用、[3]再生利用、[4]熱回収、[5]適正処分との優先順位。

4. 国、地方公共団体、事業者及び国民の役割分担を明確化

循環型社会の形成に向け、国、地方公共団体、事業者及び国民が全体で取り組んでいくため、これらの主体の責務を明確にする。特に、

[1] 事業者・国民の「排出者責任」を明確化。

[2] 生産者が、自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を確立。

5. 政府が「循環型社会形成推進基本計画」を策定

循環型社会の形成を総合的・計画的に進めるため、政府は「循環型社会形成推進基本計画」を次のような仕組みで策定。

[1] 原案は、中央環境審議会が意見を述べる指針に即して、環境大臣が策定。

[2] 計画の策定に当たっては、中央環境審議会の意見を聴取。

[3] 計画は、政府一丸となった取組を確保するため、関係大臣と協議し、閣議決定により策定。

[4] 計画の閣議決定があったときは、これを国会に報告。

[5] 計画の策定期限、5年ごとの見直しを明記。

[6] 国の他の計画は、循環型社会形成推進基本計画を基本とする。

6. 循環型社会の形成のための国の施策を明示

- ・廃棄物等の発生抑制のための措置
- ・「排出者責任」の徹底のための規制等の措置
- ・「拡大生産者責任」を踏まえた措置（製品等の引取り・循環的な利用の実施、製品等に関する事前評価）
- ・再生品の使用の促進
- ・環境の保全上の支障が生じる場合、原因事業者にその原状回復等の費用を負担させる措置等

(3) 廃棄物処理法

正式名称は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」といい、清掃法を全面改正及び廃止する形で昭和45年(1970年)に制定されています。

廃棄物処理法は、廃棄物の排出を抑制、廃棄物の適正な分別・保管・収集・運搬・再生・処分等の処理により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としています。

廃棄物処理法では、「廃棄物」の定義をごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)としています。

また、廃棄物の保管、運搬及び処分方法に関する基準や排出事業者、地方公共団体等の関係者の責務が規定されています。

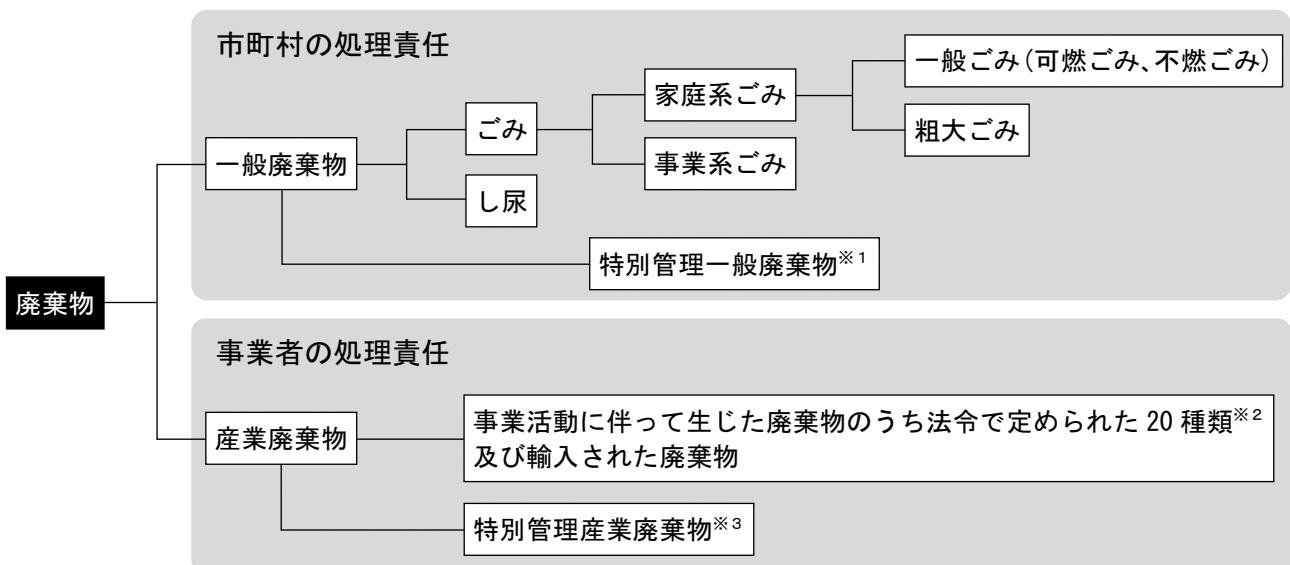
① 廃棄物の区分・種類

廃棄物は、大きく「一般廃棄物」と「産業廃棄物」の2つに区分されます。

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定められた廃棄物(20種類)と輸入された廃棄物をいいます。

一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物で、主に家庭から排出される家庭系ごみと事業所から排出される事業系ごみ及びし尿に分類されます。

また、これらの廃棄物の中で爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものを「特別管理一般廃棄物」と「特別管理産業廃棄物」に分類しています。



※1 特別管理一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの

※2 ①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残さ、⑪動物系固形不要物、⑫ゴムくず、⑬金属くず、⑭ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、⑮鉱さい、⑯がれき類、⑰動物のふん尿、⑱動物の死体、⑲ばいじん、⑳上記19種類を処分するために処理したもの

※3 特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの

添付資料 図2-4 廃棄物の区分・種類

②関係者の責務

廃棄物処理法では、廃棄物処理に係る関係者（国民、事業者、国及び地方公共団体）の責務が規定されています。

以下に関係者の責務を示します。

【国民の責務】

国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

【事業者の責務】

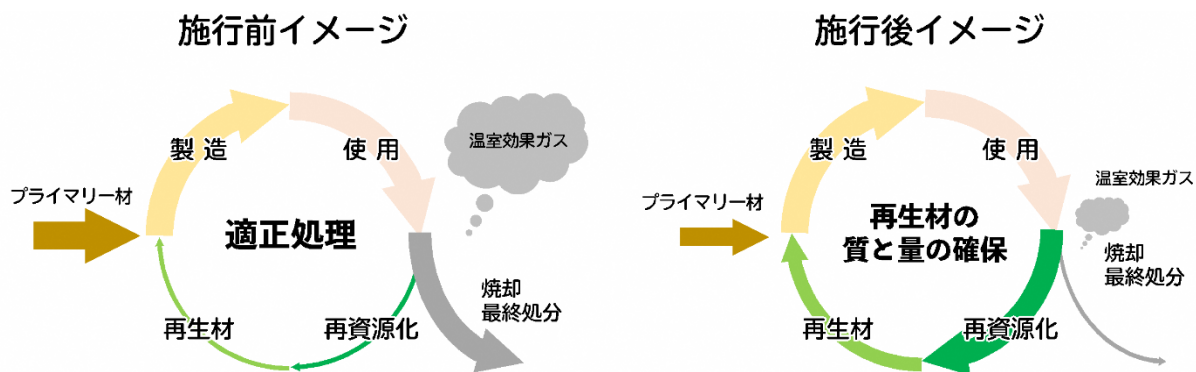
- ・事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- ・事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- ・事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

【国及び地方公共団体の責務】

- ・市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。
- ・都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めるとともに、当該都道府県の区域内における産業廃棄物の状況をはあくし、産業廃棄物の適正な処理が行なわれるように必要な措置を講ずることに努めなければならない。
- ・国は、廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに廃棄物の処理に関する技術開発の推進を図り、並びに国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう適切な措置を講ずるとともに、市町村及び都道府県に対し、前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えること並びに広域的な見地からの調整を行うことに努めなければならない。
- ・国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(4)再資源化事業等高度化法

再資源化事業等高度化法は、効率的な再資源化の実施、再資源化の生産性の向上等による温室効果ガスの排出の量の削減の効果が高い資源循環の促進を図るため、再資源化のための廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の過程の高度化を促進するための措置等を講ずることにより、環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。



資料：環境省ホームページ

https://policies.env.go.jp/recycle/recycling_business/resource_circulation/law-overview/about_law.html

添付資料 図 2-5 再資源化事業等高度化法施工のイメージ

〈 法律の概要 〉

①基本方針の策定・公表

再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取り組を進めていく必要があることから、環境大臣は基本方針を策定・公表します。

②再資源化の促進

再資源化事業等の高度化の促進に関する判断基準を策定し公表することとしています。特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況を報告・公表する制度を創設します。

③再資源化事業等の高度化の促進

再資源化事業等の高度化に関して国が一括して認定を行う制度を創設し、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可のの特例を設けています。

④報告・公表制度

新たに「特定産業廃棄物処分業者」という区分を設け、再資源化の状況を国が把握、公表します。

⑤認定制度

再資源化事業等の高度化事業に対して国が認定を行い、廃棄物処理法の各種手続き等に特例を設けた制度です。生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で許可手続の特例が設けられます。

(5) 資源有効利用促進法

正式名称は「資源の有効な利用の促進に関する法律」といい、平成3年(1991年)に制定された「再生資源の利用の促進に関する法律」を一部改正し平成12年(2000年)に公布されています。

資源有効利用促進法は、1)事業者による製品の回収・リサイクルの実施などリサイクル対策を強化するとともに、2)製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制(リデュース)対策や、3)回収した製品からの部品等の再使用(リユース)対策を新たに講じ、また産業廃棄物対策としても、副産物の発生抑制(リデュース)、リサイクルを促進することにより、循環型経済システムの構築を目指すものとなっています。

平成13年4月から、以下の10業種・69品目(一般廃棄物及び産業廃棄物の約5割をカバー)を本法の対象業種・対象製品として、事業者に対して3R(リデュース・リユース・リサイクル)の取組が求められています。

事業者求められる取組の内容は以下のとおりとなっています。

① 特定省資源業種

副産物の発生抑制等(原材料等の使用の合理化による副産物の発生の抑制及び副産物の再生資源としての利用の促進)に取り組むことが求められている業種。

パルプ製造業及び紙製造業、無機化学工業製品製造業(塩製造業を除く。)及び有機化学工業製品製造業、製鉄業及び製鋼・製鋼圧延業、銅第一次製錬・精製業、自動車製造業(原動機付自転車の製造業を含む。)

② 特定再生利用業種

再生資源又は再生部品の利用に取り組むことが求められている業種。

紙製造業、ガラス容器製造業、建設業、硬質塩化ビニル製の管・管継手の製造業、複写機製造業

③ 指定省資源化製品

下記製品の製造事業者は、原材料等の使用の合理化、長期間の使用の促進その他の使用済物品等の発生抑制に取り組むことが求められています。

自動車(製造及び修理事業者)、家電製品(テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、衣類乾燥機)、パソコン、ぱちんこ遊技機(回胴式遊技機を含む)、金属製家具(金属製の収納家具、棚、事務用机及び回転いす)、ガス・石油機器(石油ストーブ、ガスグリル付こんろ、ガス瞬間湯沸器、ガスバーナー付ふろがま、石油給湯機)

④ 指定再利用促進製品

下記製品の製造事業者は、再生資源又は再生部品の利用の促進(リユース・リサイクルが容易な製品の設計・製造)に取り組むことが求められています。

自動車(製造及び修理事業者)、家電製品(テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、衣類乾燥機)、パソコン、ぱちんこ遊技機(回胴式遊技機を含む)、複写機、金属製家具(金属製の収納家具、棚、事務用机及び回転いす)、ガス・石油機器(石油ストーブ、ガスグリル付こんろ、ガス瞬間湯沸器、ガスバーナー付ふろがま、石油給湯機)、浴室ユニット・システムキッチン、小形二次電池使用機器(電動工具、コードレスホン等の28品目)

⑤ 指定表示製品

下記製品の製造事業者及び輸入事業者は、分別回収の促進のための表示を行うことが求められています。

スチール製・アルミニウム製の缶、ペットボトル、小形二次電池(密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池、密閉形ニッケル・水素蓄電池、リチウム二次電池、小形シール鉛蓄電池)、塩化ビニル製建設資材(硬質塩化ビニル製の管・雨どい・窓枠、塩化ビニル製の床材・壁紙)、紙製容器包装・プラスチック製容器包装

(6) プラスチック資源循環法

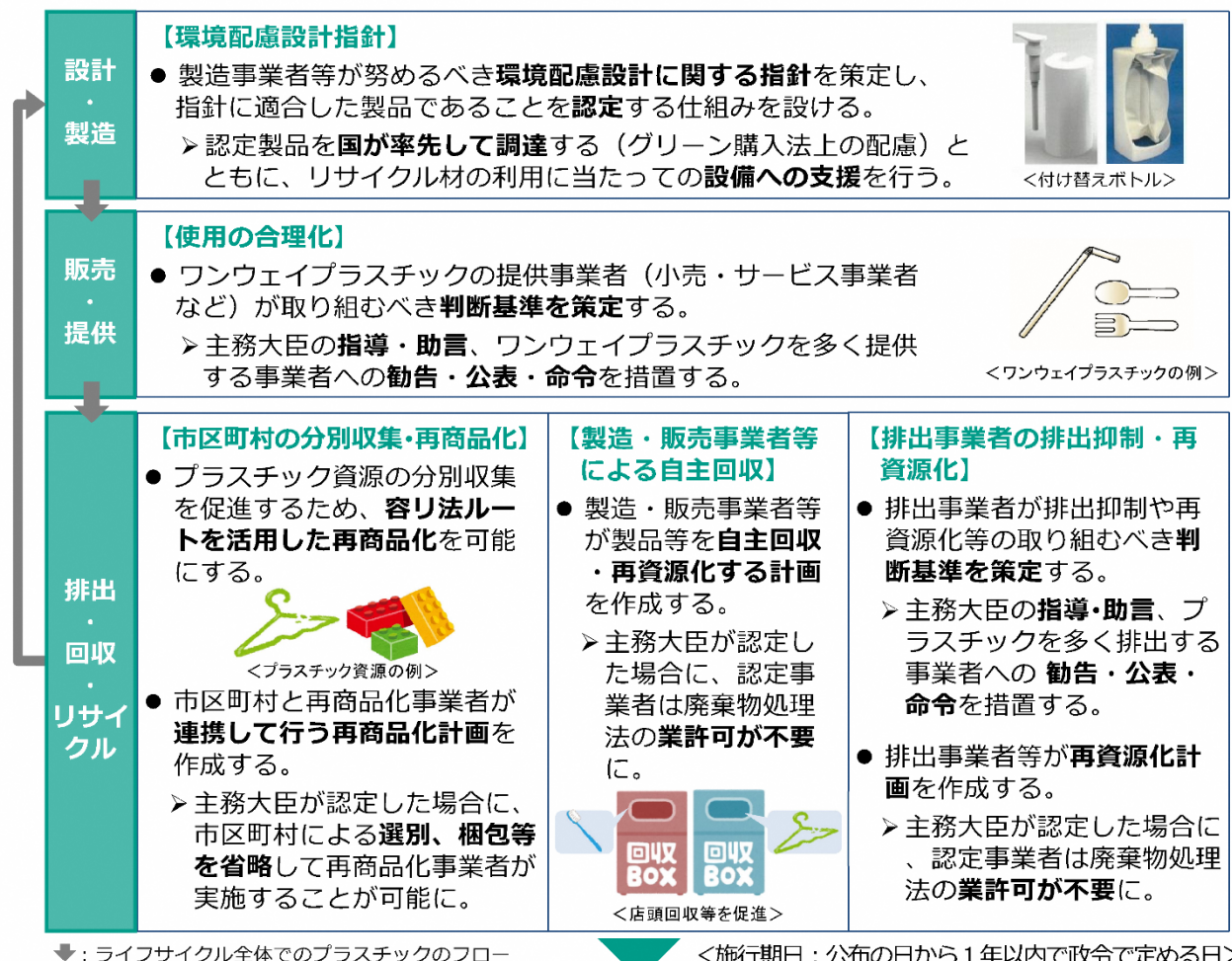
正式名称は「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」といい、2022年4月1日に施工されており、本法では製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じます。

背景は、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっており、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化することが課題となります。そのため、プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、以下の事項等に関する基本方針を策定しています。

【基本方針の策定】

- ・プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
- ・ワンウェイプラスチックの使用の合理化
- ・プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化等

【個別の措置事項】



↓：ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

<施行期日：公布の日から1年以内で政令で定める日>

資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行

資料：環境省ホームページ (<https://plastic-circulation.env.go.jp/>)

添付資料 図 2-8 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要

(7) 容器包装リサイクル法

正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といい、平成7年(1995年)に制定されています。

容器包装リサイクル法は、家庭から一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物のリサイクル制度を構築することにより、一般廃棄物の減量と資源有効活用を図ることを目的としています。

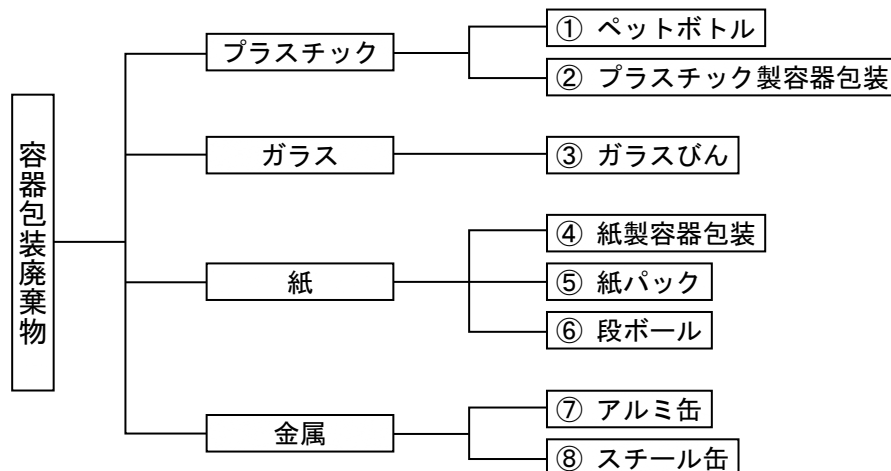
容器包装リサイクル法の特徴は、従来は市町村だけが全面的に責任を担っていた容器包装廃棄物の処理を、消費者は分別して排出し、市町村が分別収集し、事業者(容器の製造事業者・容器包装を用いて中身の商品を販売する事業者)は再商品化(リサイクル)するという、3者の役割分担を決め、3者が一体となって容器包装廃棄物の削減に取り組むことを義務づけたことです。



資料：環境省ホームページ
http://www.env.go.jp/recycle/yoki/a_1_recycle/index.html

添付資料 図 2-9 容器包装リサイクル法の仕組み

容器包装リサイクル法では、容器(商品を入れるもの)、包装(商品を包むもの(商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む))のうち、中身商品が消費されたり、中身商品と分離された際に不要になるものを「容器包装」と定義して、下記の8種類を対象としています。



添付資料 図 2-10 容器包装リサイクル法の対象となる容器包装

(8)家電リサイクル法

正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」といい、平成10年（1998年）に制定されています。

家電リサイクル法制定以前は、一般家庭から排出される使用済みの廃家電製品は基本的に市町村が収集し、処理を行ってきましましたが、廃家電製品には処理が困難なものが多く、有用な資源が多くあるにもかかわらず大部分が埋立処分されていました。

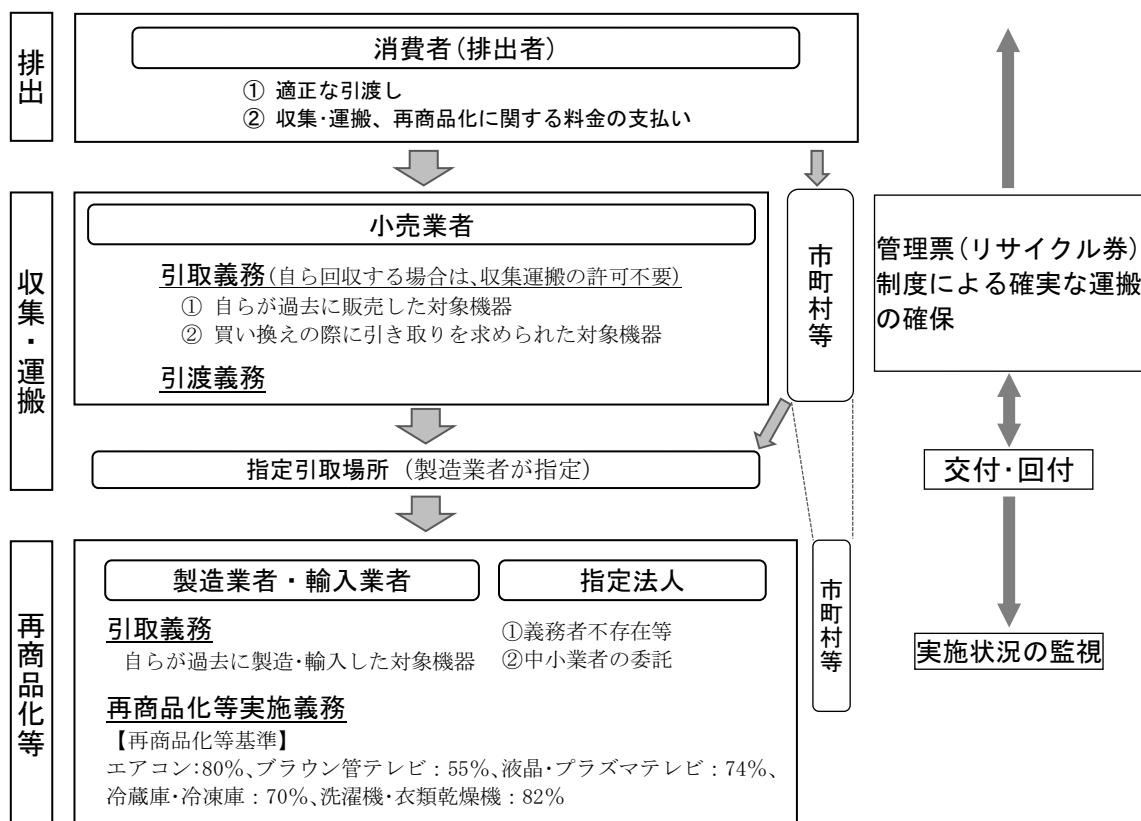
そこで廃棄物の減量と再生資源の十分な利用等を通じて廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用を図り、循環型社会を実現していくため、使用済み廃家電製品の製造業者等及び小売業者に新たに義務を課すことを基本とする新しい再商品化の仕組みを定めた家電リサイクル法が定められました。

家電リサイクル法では、①エアコン、②テレビ、③電気冷蔵庫・電気冷凍庫、④電気洗濯機・衣類乾燥機の4品目を特定家庭用機器と定め、小売業者による引き取り及び製造業者・輸入業者による再商品化等（リサイクル）が義務づけられ、消費者（排出者）には特定家庭用機器を廃棄する際、収集運搬料金とリサイクル料金を支払うことなどをそれぞれの役割分担として定めています。

また、製造業者等は引き取った廃家電製品の再商品化等（リサイクル）を行う場合、定められているリサイクル率（55～82%）を達成しなければならないとともに、フロン類を使用している家庭用エアコン、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機（ヒートポンプ式のもの）については、含まれるフロンを回収しなければなりません。

国の役割としては、リサイクルに関する必要な情報提供や不当な請求をしている事業者等に対する是正勧告・命令・罰則の措置を定めています。

そのほか、消費者から特定家庭用機器廃棄物が小売業者から製造業者等に適切に引き渡されることを確保するために管理票（マニフェスト）制度が設けられており、これによりリサイクルが確実に行われているかどうかを消費者からも確認することができるシステムとなっています。



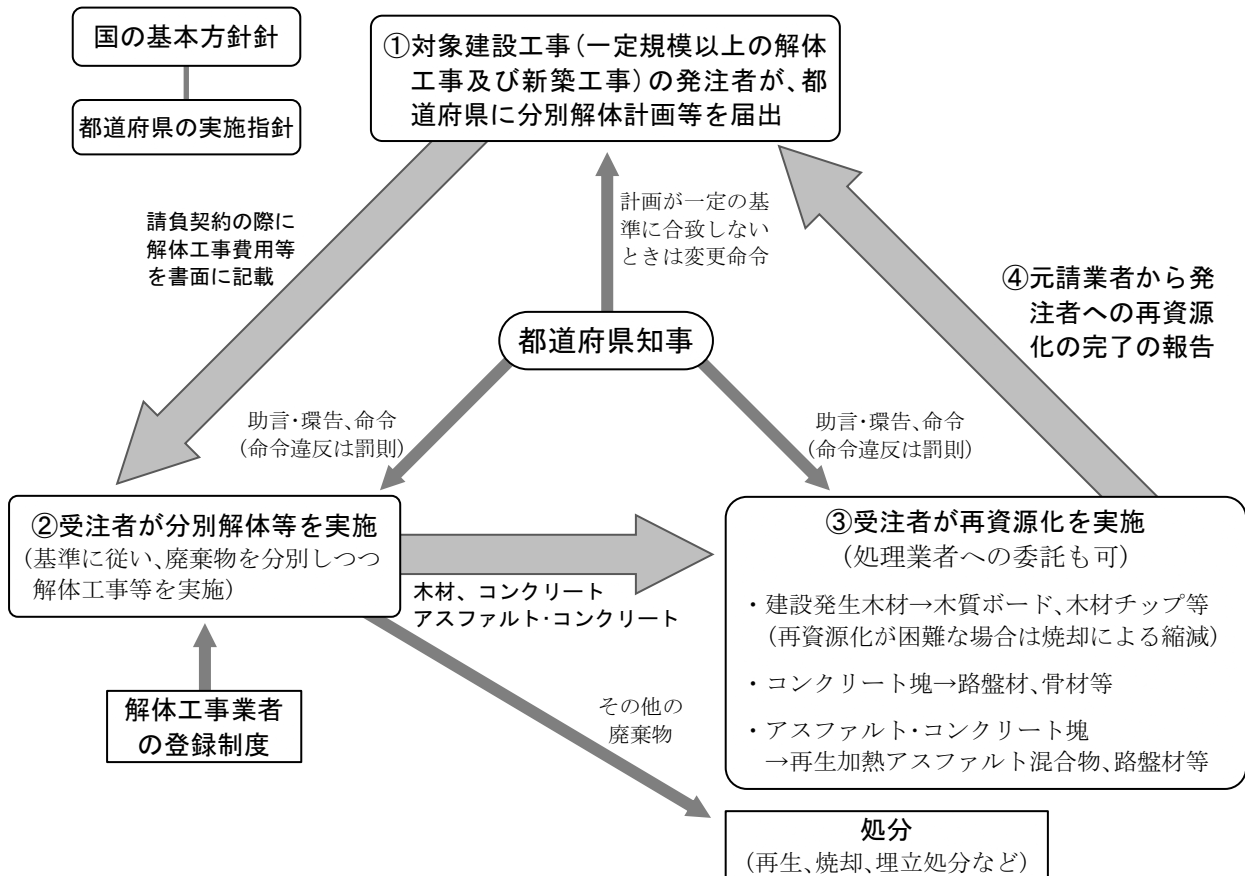
資料：環境省ホームページ(<https://www.env.go.jp/recycle/kaden/gaiyo.html>)

添付資料 図 2-11 家電リサイクル法の仕組み

(10) 建設リサイクル法

正式名称は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」といい、平成12年（2000年）に制定されています。

建設リサイクル法では、特定建設資材（コンクリート（プレキャスト板等を含む。）、アスファルト・コンクリート、木材）を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって一定規模以上の建設工事（対象建設工事）について、その受注者等に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付けています。



資料：環境省ホームページ(<https://www.env.go.jp/recycle/build/gaiyo.html>)

添付資料 図2-13 建設リサイクル法の概要

(11) 自動車リサイクル法

正式名称は「使用済自動車の再資源化等に関する法律」といい、平成14年（2002年）に制定されています。

自動車リサイクル法は、自動車のリサイクルについて使用済自動車の所有者、関連事業者、自動車メーカー及び輸入業者の役割を定めたものです。

①対象車種

自動車リサイクル法の対象となる自動車は、以下のものを除く全ての自動車（トラック・バス等の大型車やナンバープレートの付いていない構内車も含む）です。

被けん引車、二輪車（原動付自転車、側車付きのもの含む）、大型特殊自動車・小型特殊自動車、その他政令で定めるもの

②関係者の役割分担

自動車リサイクル法では、関係者の役割分担を以下のように明確化しています。

自動車製造業者・輸入業者（自動車製造業者等）の役割

自らが製造又は輸入した自動車在使用済となった場合、その自動車から発生するフロン類、エアバッグ類及びシュレッダーダストを引き取り、リサイクル（フロン類については破壊）を適正に行う。

引取業者の役割

自動車所有者から使用済自動車を引き取りフロン類回収業者又は解体業者に引き渡す。

フロン類回収業者の役割

フロン類を適正に回収し、自動車製造業者等に引き渡す。

解体業者の役割

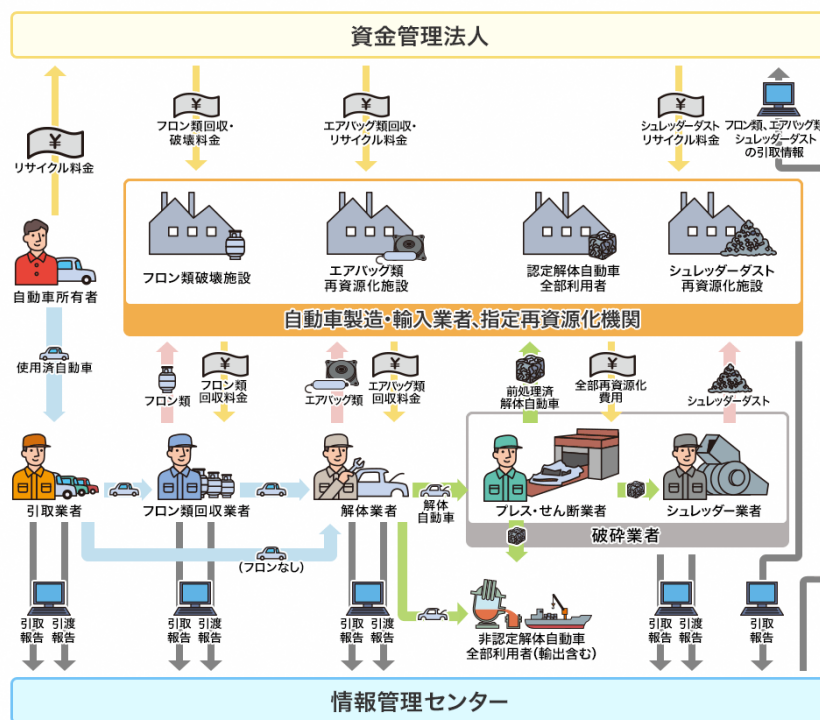
使用済自動車のリサイクル・処理を適正に行い、エアバッグ類を自動車製造業者等に引き渡す。

破砕業者の役割

解体自動車のリサイクル・処理を適正に行い、シュレッダーダストを自動車製造業者等に引き渡す。

自動車所有者の役割

使用済となった自動車を引取業者に引き渡す。



資料：環境省ホームページ(<https://www.env.go.jp/recycle/car/outline2.html>)

添付資料 図 2-14 自動車リサイクル法の概念図

(12) 小型家電リサイクル法

正式名称は「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」といい、平成 25 年（2013 年）に制定されています。

小型家電リサイクル法は、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律です。

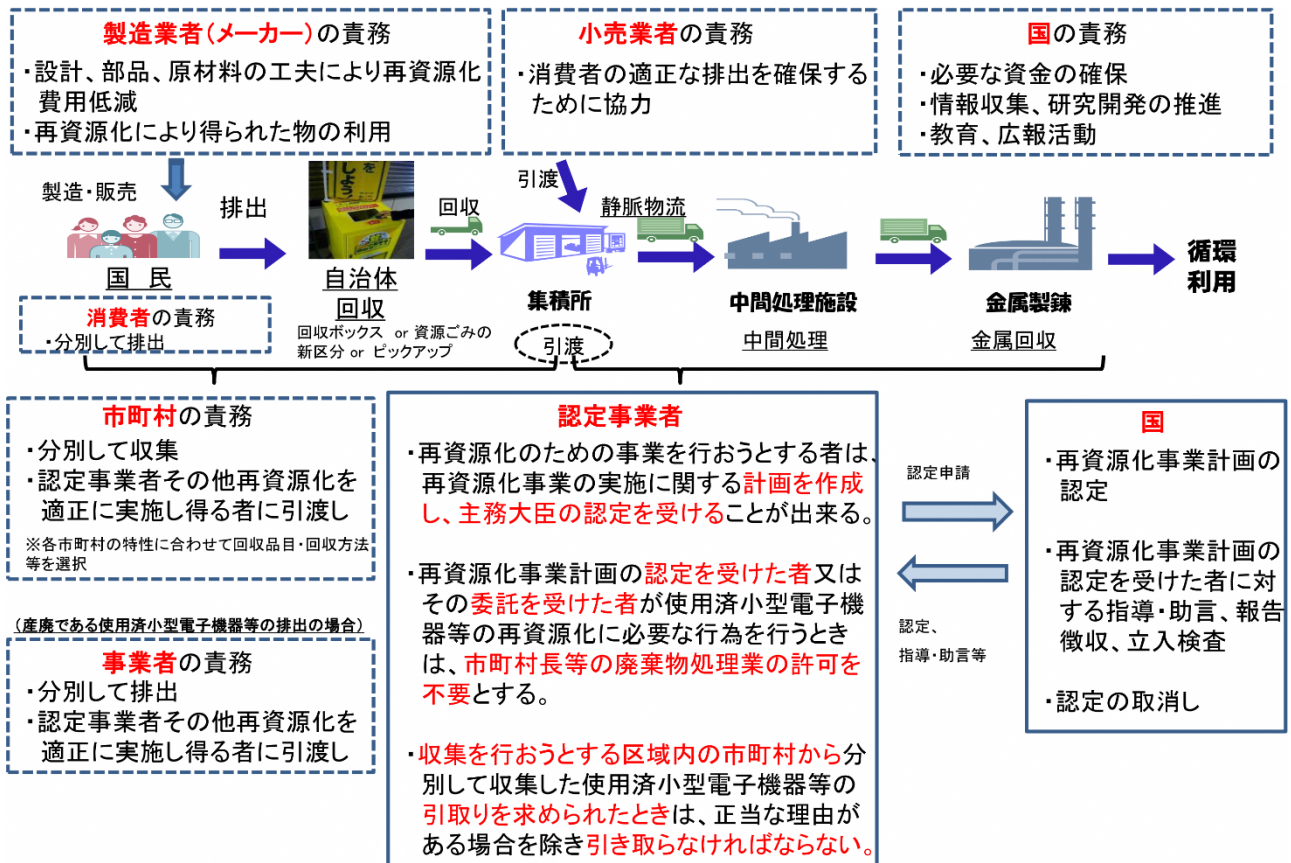
【制度概要】

使用済小型電子機器等の再資源化事業を行おうとする者が再資源化事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることで、廃棄物処理業の許可を不要とし、使用済小型電子機器等の再資源化を促進する制度。

【対象品目】

一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具のうち、効率的な収集運搬が可能であって、再資源化が特に必要なものを政令において指定しており、

政令では、「家電リサイクル法」の対象となる家電 4 品目を除く、28 種類の品目が指定されています。



資料：環境省ホームページ(<https://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/law.html>)

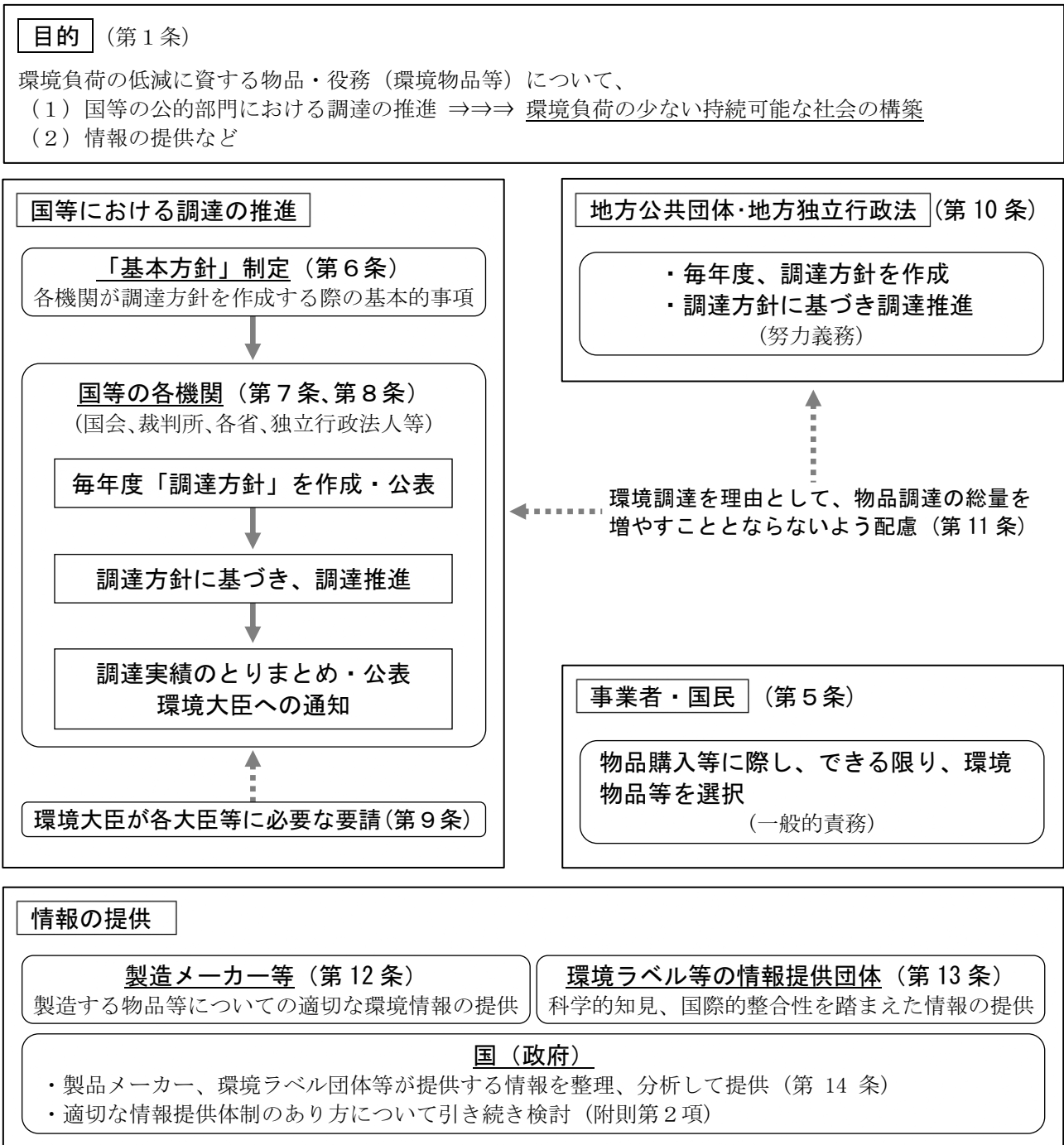
添付資料 図 2-15 小型家電リサイクル法の概要

(13) グリーン購入法

正式名称は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」といい、平成12年（2000年）に制定されています。

グリーン購入法では、国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目指しています。

また、国等の各機関の取組に関するもののほか、地方公共団体、事業者及び国民の責務などについても定めています。

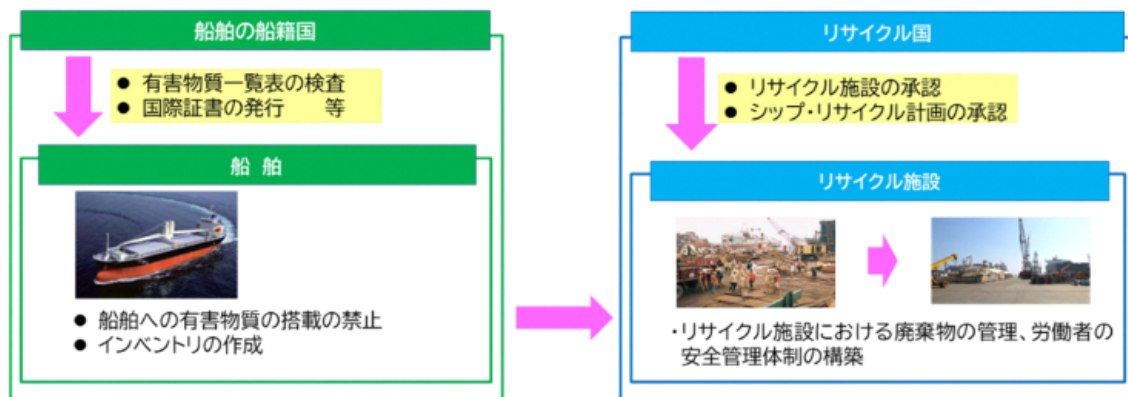


(14) 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律

この法律は、船舶の再資源化解体の適正な実施を図り、あわせて2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約（以下「条約」という。）の的確な実施を確保するため、特別特定日本船舶の船舶所有者に有害物質一覧表の作成等を義務付けるものです。

また、特定船舶の再資源化解体の許可の制度、当該許可を受けた者による再資源化解体計画の作成及びその主務大臣による承認の制度並びに特定日本船舶を譲渡することなどの承認の制度を設けること等により、船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全に資することを目的としています。

【条約で定める義務】



【新船に関する要件】

	外航船(総トン数500トン以上)	内航船(総トン数500トン以上)
船舶所有者	<建造時> <ul style="list-style-type: none"> インベントリの第1部を作成し、有害物質一覧表確認証書の交付を受ける ※法律公布以降、附則に基づき相当証書の交付を実施 	<建造時> <ul style="list-style-type: none"> 船舶解体時までインベントリを作成 ※建造時に作成することを推奨します。また、任意で国又は登録船級協会の審査を受け、有害物質一覧表確認証書の交付を受けることができます。
	<運航時> <ul style="list-style-type: none"> 船舶にはインベントリと有害物質一覧表確認証書を備え置く 有害物質一覧表確認証書は5年毎に更新、改造時に臨時確認 	<運航時> <ul style="list-style-type: none"> 有害物質の種類や量の変更を伴う設備の交換等をした場合にはインベントリを変更
船舶解体事業者	<解体時> <ul style="list-style-type: none"> インベントリ(第1部、第2部及び第3部)を作成し、船舶解体事業者に提供 	
船舶解体事業者	2025年6月26日以降、総トン数500トン以上の船舶を解体する事業者は以下を実施 <ul style="list-style-type: none"> 再資源化解体の許可取得(5年毎に更新) 再資源化解体計画の承認取得(解撤する船舶毎に作成) 	

【既存船に関する要件】

	外航船(総トン数500トン以上)	内航船(総トン数500トン以上)
船舶所有者	<2030年6月25日又は船舶解体時いずれか早い時期まで> <ul style="list-style-type: none"> インベントリの第1部を作成し、有害物質一覧表確認証書の交付を受ける 2030年6月25日までに解体する場合には、有害物質一覧表確認証書の交付は不要 	<船舶解体時まで> <ul style="list-style-type: none"> インベントリを作成 外航船に切り替わる場合は、その時点で外航船と同じ扱いとなる ※2030年6月25日までを目処に作成することを推奨します。
	<2030年6月26日以降> <ul style="list-style-type: none"> インベントリの第1部と有害物質一覧表確認証書を備え置く 有害物質一覧表確認証書は5年毎に更新、改造時に臨時確認 	
船舶解体事業者	<解体時> <ul style="list-style-type: none"> インベントリ(第1部、第2部及び第3部)を作成し、船舶解体施設に提供 	
船舶解体事業者	2025年6月26日以降、総トン数500トン以上の船舶を解体する事業者は以下を実施(再掲) <ul style="list-style-type: none"> 再資源化解体の許可取得(5年毎に更新) 再資源化解体計画の承認取得(解撤する船舶毎に作成) 	

資料：国土交通省ホームページ(https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk8_000047.html)

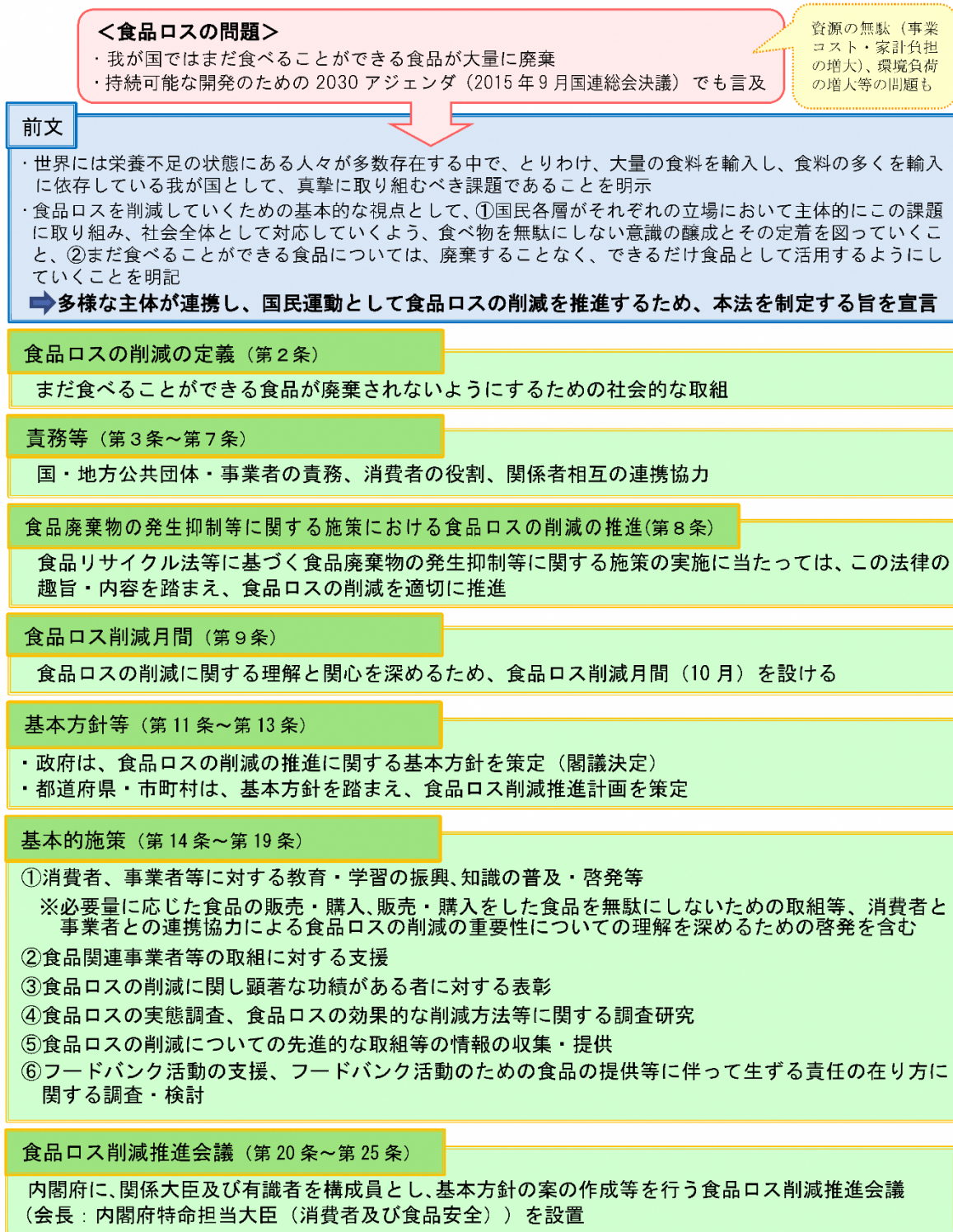
添付資料 図 2-17 シップ・リサイクル法の概要

2. その他の関連法律

(1) 食品ロスの削減の推進に関する法律等

「食品ロスの削減の推進に関する法律」（略称 食品ロス削減推進法）が、令和元年5月31日に令和元年法律第19号として公布され、令和元年10月1日に施行されています。

本法律は、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としています。



資料：消費者庁ホームページ

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/promote/)

添付資料 図 2-18 食品ロスの削減の推進に関する法律（概要）

沖縄市一般廃棄物処理基本計画
(令和8年度～令和17年度)

令和8年3月

発行：沖縄市 市民部 環境課
〒904-8501 沖縄市仲宗根町26番1号
電話 098-939-1212(代表)

作成委託：一般財団法人沖縄県環境科学センター
〒901-2111 沖縄県浦添市字経塚720番地
電話 098-875-1941(代表)